

電力需給対策に関する制度見直しについて

1. 独占禁止法の運用の明確化

ピーク時の電力の削減目標を達成するため、業界団体において、各社の休業日の日程調整を行うこと等が独占禁止法上、問題ないことを公正取引委員会において示した。

2. 自家発電施設の工事計画に係る工事開始制限期間の短縮

自家発(ディーゼル発電設備)の設置円滑化を図るため、技術基準に適合しないものではない等と認められる場合は、工事計画に係る工事開始制限期間を短縮する。(既に、地方産業保安監督部において要望に応じて対応中)。

3. 自家発電施設の設置に係る定期事業者検査時期の弾力化

自家発の継続運転を図るため、電気事業法上の定期事業者検査の実施時期を延長する弾力的運用を実施する(3月29日付で経済産業省から地方産業保安監督部に運用方針を通知済)。

4. 自家発電施設の設置に係る届出期間の短縮化についての通知

新たに自家発電施設を設置する場合に、工場立地法上の届出の事務手続を迅速化するよう経済産業省が地方自治体に対し通知を行う。

5. 自家発電施設の設置に係る緑地規制等の運用についての通知

新たに自家発電施設を設置する場合に、その設置によって工場立地法上の準則に不適合となるものであっても、当面の間は勧告の対象としないこととする旨、経済産業省が地方自治体に対し通知を行う。

6. 自家発電設備の活用等に係るエネルギー使用量の計算に係る配慮

自家発電設備の活用(運転)等、節電対策の実施に伴う原油換算エネルギー使用量の増加については、経済産業省において省エネ法の運用上一定の配慮を行い、その理由が明確な場合、省エネ法に基づく特定事業者の指定等を行わないこととする。

7. 自家発電設備の活用に係るばい煙排出基準の自治体上乗せ規制についての通知

夏期の電力需給対策の一環として自家発電設備を活用する場合、大気汚染防止法の上乗せ規制の趣旨を踏まえつつ、個々の地方自治体において、地域ごとの実状を踏まえて上乗せ規制の取扱いについて適切な判断を行うよう、環境省から地方自治体に対して通知を行う。

8. 非常用自家発電設備の活用に係る電気事業法の運用

夏期の電力需給対策に配慮して、保安管理の徹底を図ることを前提に、非常用自家発電設備を需給ひっ迫が生じる時間帯に需要減少のために運転できるものとして取り扱うよう、経済産業省が地方産業保安監督部に対し通知を行う。

9. 自家発電設備の活用等に係る騒音規制値の自治体上乗せ規制についての通知

夏期の電力需給対策の一環として自家発電設備を活用する場合や、工場の早朝・夜間操業を行う場合、騒音規制法の上乗せ規制の趣旨を踏まえつつ、個々の地方自治体において、地域ごとの実状を踏まえて上乗せ規制の取扱いについて適切な判断を行うよう、環境省から地方自治体に対して通知を行う。

10. 自家発電用燃料貯蔵に関する消防法の許可手続き迅速化

自家発電用燃料貯蔵に関する消防法の許可手続きについては、迅速かつ適切に行われるよう、総務省から市町村に対して要請を行う。

11. 災害復旧のための発電設備の設置に係る環境影響評価法の適用除外

今回の震災により原形に復旧することが不可能となった自社の発電設備の電気供給量を補うために、東京電力・東北電力が当該発電設備に係る発電所以外の場所で行う発電設備の設置の事業については、「災害復旧の事業」として環境影響評価手続の適用除外となることを確認した。

12. 労働条件の見直しについての対応

各企業の節電対策に必要な労働時間のシフトなどの労働条件の見直しについては、現行法制の枠内で十分な労使協議等の手続を踏むことによって対応可能であることから、厚生労働省において労使が協力して節電に取り組むに当たり必要な手続きルール等をパンフレットの作成・配付、相談対応の充実等を通して周知、徹底する。

13. オフィスビル等の室内温度についての対応

今次の節電対策として、各企業がオフィスビル等の室温設定を見直す場合にあっては、まず、室温を28℃とすることについて、改めて強く推奨し、各需要家の取組の徹底を図ることを基本とする。

なお、需要家の自主的な行動として室温を29℃に引き上げることも考えられるところであり、その場合には、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないよう十分な工夫を行い、適切な換気や扇風機の使用等により風通し

を良くするなど室内環境への配慮の徹底、作業強度の適切な管理などが行われるよう、需要家に十分に周知を図る。

14. オフィスビル等の照度についての対応

オフィスビル等の照度については、幅を持って認められているJISの照度基準値の下限値を経済産業省において明確化、周知することにより、需要家の適切な照明利用を促す。また、官公庁においても民間と同様の対応を図る。

15. オフィスビル等の換気についての対応

オフィスビル等の換気については、建築物衛生法及び労働安全衛生法上の室内CO₂濃度基準を周知することで、過度な換気による過大な電力消費及び冷房効率低下の抑制を促す。

夏期の節電啓発について

I 啓発活動に当たっての基本的考え方

今夏に見込まれる厳しい電力需給状況に対しては、大口需要家、小口需要家、家庭といった国民各層及び関係事業者の最大限の理解と協力を得ることが不可欠である。特に、自発的な節電努力が期待される家庭や小口需要家といった層は、電力需要の相当部分を占めていることから、これらの主体がいかに主体的に節電行動に取り組むかが需給問題解決に当たっての重要な鍵であり、節電啓発が果たすべき役割は大きい。こうした背景を踏まえ、下記の点に留意して啓発活動を行っていくこととする。

(参加型の国民運動)

電力需給問題の重要性を国民一人ひとりが認識し、主体的に参加する形の国民運動を目指す。

(分かりやすい説明とフィードバック)

国民・事業者が主体的・積極的に節電行動に取り組むことができるよう、個々の節電取組とその効果を分かりやすく提示するとともに、節電取組の成果を国民一人ひとりに目に見える形で示すことにより動機付けを図るよう努める。

(ステップを踏んだ啓発活動)

今回の電力需給問題は、過去の石油ショックの際のような総量(kWh)の抑制ではなくピーク(kW)の抑制が求められている。このような今回の需給問題の性格、背景等についても国民の十分な理解を得つつ、適切な節電行動につなげていくため、新聞・テレビ等を通じた広報などは次の二つのステップで進めていく。

- ① 第一段階：節電の必要性とともに、貯められないという電気の性質、総量(kWh)でなくピーク(kW)の抑制が必要であること、事業者や家庭に期待される役割、を中心に国民の理解を求める。
- ② 第二段階：電力需給の見通し、具体的な節電行動とその効果等を周知するとともに、個別具体的な節電アクション実施の呼びかけを行いつつ、国民・事業者の節電行動の定着化を図る。

(経済・社会活動や健康への配慮)

国民・事業者が一定の負担を等しく分担しつつ節電に取り組むことが求められる一方、経済活動、社会活動への負の影響を可能な限り抑えるよう配慮することが重要であり、節電啓発活動に当たっては、かかる観点に十分に留意する。

また、行き過ぎた節電は、熱中症等の健康被害を生じるおそれもあるため、節電啓発活動に当たっては健康への配慮等についても十分周知する。特に、電力需給が比較的緩和状態にある夏期までの期間については、イベント等の実施についても、過度な自粛を誘導しないよう留意する。

(一過性に終わらせず継続的な省エネ活動へ)

今回の節電啓発活動は、夏期の電力需給状況の改善が一義的な目的であるが、単に短期的な取組として終わらせるのではなく、経済性の向上等にも寄与する形での省エネの継続的な実施を通じて、我が国の長期的なエネルギー需給構造の強化、仕事と生活の調和がとれたライフスタイルの実現につなげるものとする。

(自治体との連携)

家庭や需要家に対する節電関連情報の提供においては、自治体との連携を図り、効果的な啓発活動を推進する。

II 具体的啓発アクション

下記取組を中心とした各種の節電啓発対策を政府として強力に進めていくこととする。

1. 国民・事業者全般

(1) 節電広報キャンペーン

- 新聞、TV、インターネットなど様々な媒体を通じて、節電の必要性や取組について広く国民、事業者に対する呼びかけを行う
- その際、共通ロゴや基本メッセージを準備するとともに、どのような取組がどの程度の節電につながるか、を示した分かりやすい節電対策メニューなど、広報に当たっての共通コンテンツを準備し、国民への情報提供を行う。
- 国民向けの節電関係情報の総覧的な発信の場となるポータルサイト「節電.go.jp」を構築する。

(2) 国民からの節電アイデアの募集

- 国民から広く自由な発想による節電のアイデアを募り、これを共有するアイデアボックスを立ち上げ、国民が主体的に参加する形での意識啓発を図る。

(3) クールビズの徹底など

- オフィス等における節電手段の一つである空調温度設定の引上げに対応し、快適な勤務環境を確保するため、夏期の服装の軽装化や吸汗、速乾、冷感機能等を有する衣料の着用促進等を従来以上に一層強力に進める。
- 節電のための単なる軽装化にとどまらず、休業・休暇の長期化・分散化やテレワーク（在宅勤務等）などを通じ、ライフスタイルの変革等を進めることにより、節電を図る。

(4) 大型イベント開催等における配慮

- 関係府省は、イベントの主催者に対し、ピーク期間・時間帯を外すような日程上の配慮の可能性を検討することを要請する。
- 関係府省は、ピーク期間・時間帯に開催するイベントについては、規模に応じた節電行動、装飾・広告に係る電力使用の抑制、イベント会場周辺施設への節電呼びかけ、参加者への節電呼びかけ等の節電取組への協力を依頼する。
- 関係府省は、放送業界に対し、イベントの放送について、ピーク期間・時間帯に配慮するよう呼びかける。

2. 家庭

(1) 節電・省エネ教育

- 家庭での節電の必要性やその具体的取組などの節電・省エネ情報について、小中学生を対象に教育の場を活用した節電教育を行う。
- このため、小中学校の授業や夏休みの課題で「節電」が取り上げられるよう、節電教育教材を準備するとともに、各教育委員会等に周知し、小中学校における節電教育の取組を促す。
- さらに一部の小学校に対しては省エネ専門家を直接派遣し、節電・省エネ授業を実施する。

(2) 家庭の節電宣言

- 各家庭が自ら参加して節電目標・取組を宣言し、その達成を図るよう

なサイトなどを設置し、国民一人ひとりが自発的な節電を行うための仕組み作りを行う。

(3) 夏期の休暇取得と、休業・休暇の分散化・長期化にあわせた旅行の促進

- 夏期における年次有給休暇の取得を促進するとともに、企業の休業・休暇の分散化・長期化にあわせて、旅行の促進や、仕事と生活の調和のとれたライフスタイルへの変革等を進めることにより、被災地域を含む観光地の経済活性化に貢献しつつ、家庭での節電を図る。

(4) 節電アプリ・コンテンツを利用した節電アクション

- 電力会社が発信する電力需給情報や政府が提供する広報共通コンテンツ等のデータを活用したパソコン・携帯等のアプリケーションの開発や、普及啓発のためのコンテンツの作成を、ネット上で幅広く呼びかけることにより、家庭での節電に向けた機運の盛上げや意識の啓発を図る。

3. 小口需要家

(1) 小口需要家の節電行動計画策定に向けた奨励

- 電力の小口需要家が、電力ピーク期間・時間帯において最大使用電力の15%抑制に積極的・主体的に取り組むよう、具体的な節電目標を設定し、その具体的取組について自主的な節電行動計画を作成・公表することを奨励する。
- このため、政府は節電目標達成のためのメニューを盛り込んだ節電行動計画の標準フォーマットを準備し、小口需要家に対する周知を図る。
- 上記行動計画の策定を支援するためのサイトを立ち上げ、事業者が自主的に自らの計画を登録するとともに、国民が広くそれらの取組を一覧し、評価できる仕組みを構築することにより、積極的に取り組む事業者の更なる意識啓発・取組の定着化を図る。

(2) 小口需要家への個別節電指導・協力依頼

- 小口需要家の取組を支援する観点から、政府は各省庁、業界団体、自治体等を通じて事業者に対する情報提供等の啓発作業を強力に進める。
- 主要な小口需要家に対しては、節電の必要性、具体的取組方法などについて情報提供・協力依頼を行うための個別訪問を展開するとともに、説明会等の開催を広く行う。

4. 一層の節電行動を促す情報提供

(1) 電力需給の見える化や需給予想

- 電力需給状況のリアルタイムの「見える化」について即時性をより一層高めること等を通じ、国民各層の節電に向けた動機付けの徹底を図る。
- このため、電力需給状況や電力需要予想について、東京電力、東北電力から情報発信を行い、政府は「節電.go.jp」を始め関係府省のホームページ等で情報提供を行う。さらに、テレビ放送、公共交通機関の画面表示、携帯電話、民間WEBサイト等の民間事業者等によるこれらの情報の幅広い提供に東京電力、東北電力は積極的に協力することとし、政府はこれを促す。

(2) 需給逼迫警報（仮称）

- 国民、事業者による様々な節電努力にもかかわらず電力需給が逼迫し、やむを得ない計画停電等のおそれが高まった場合に、これを避けるための緊急の節電要請を行うとともに、計画停電の可能性を周知する。
- 緊急時の節電要請等を国民・事業者に広く行うため、テレビ等のマスコミに対して適切な情報提供を行うとともに、防災無線の活用を図るべく自治体への協力呼びかけを行う。さらに、携帯電話のポータルサイト、インターネット等を通じた情報発信についても関係事業者への協力を要請する。

政府の節電実行基本方針

1. 基本的な方針

政府の使用電力の削減については、従来、地球温暖化防止や省エネルギーの観点から、空調温度設定の適正化や照明の減灯等に取り組んできた。

政府は、府省毎に節電実行計画を策定し、使用最大電力を▲15%以上抑制する。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組むこととする。

これにより、政府自らが従来にも増して一層の節電を実施する。

2. 府省毎の節電実行計画

府省毎に以下の(1)～(4)の内容を含む節電実行計画を策定することとする。

(1) 節電に係る数値目標

東京電力管内及び東北電力管内の需要設備について、原則、ピーク期間・時間帯(※1)における使用最大電力を基準電力値(kW)(※2)に比して▲15%以上抑制する。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

※1：7～9月(平日)の9時～20時

※2：原則、昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力(kW)の値とする。

※3：各々の需要設備で実施することを原則としつつ、複数の需要設備が共同して実施することを認める。

【参考】

区分A：大口需要設備(契約電力500kW以上)及び大口需要設備の一部としての需要設備

区分B：小口需要設備(契約電力50～500kW)及び小口需要設備(契約電力50～500kW)の一部としての需要設備

区分C：小口需要設備(契約電力50kW未満)又は小口需要設備(契約電力50kW未満)の一部としての需要設備並びに電灯契約の需要設備

(2) 節電に係る具体的取組

①全府省共通取組事項

ピーク期間・時間帯の使用最大電力を抑制するため、全府省に共通する取組として以下を実施する。

ア. 空調に係る節電

- 冷房中の室温を原則 28 度とすることの徹底¹
- ブラインドの適切な調整
- 節電にも役立つクールビズの徹底、強化（冷涼グッズの活用等）
- 換気風量の適正化
- サーバ室等個別空調機器の適切な温度設定
- 熱中症の予防や対策の周知

イ. 照明に係る節電

- 各作業に必要な最低基準としての照度を確保しつつ、照明の大幅な削減（例えば、蛍光灯の点灯本数を通常使用時に比して2分の1程度に間引く等）
- 白熱電球の原則使用停止（代替品のない場合を除く）

ウ. O A 機器、その他の機器に係る節電

- 使用していない O A 機器等の電源プラグを抜くこと等による待機電力の削減
- パソコンのディスプレイの照度調整等の設定変更、スリープモード等の活用
- プリンタ、コピー機、F A X の稼働台数の削減
- 執務室で使用する冷蔵庫及び電子レンジの数の大幅な集約化
- 電気ポット、コーヒーマーカ一等の原則使用停止
- 契約更新時又は買換え時におけるエネルギー消費の少ない機器の採用

エ. 共用部分に係る節電

- エレベーターの運転台数の削減、階段利用の促進
- 暖房便座、温水洗浄便座の停止
- 冷水器の停止
- 自動販売機の消灯要請
- 入居売店等への節電の協力要請

¹ 室温を 29℃に引き上げる場合には、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないよう十分な工夫を行い、適切な換気や扇風機の使用等により風通しを良くするなど室内環境への配慮の徹底、作業強度の適切な管理などを行う。

オ. 電力使用状況の職員への周知

- ・ 当日及び前日の使用最大電力を職員向けイントラに掲示する等の電力使用状況「見える化」の推進

②ワークスタイルの変革につながる取組

フロア単位又は施設単位での空調、照明等の削減に向け、行政サービスと業務効率の水準維持や職員の健康と福祉に留意しつつ、業務の性質に応じ、勤務の弾力化等のワークスタイルの変革につながる以下のような取組に検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・ 超過勤務の一層の縮減（定時退庁の徹底）
- ・ 課単位又は部局単位による勤務時間の変更
- ・ 一斉休暇の取得促進（年次休暇、夏期休暇の取得を強力的に推進）
- ・ 展示施設、研修施設、講堂等の閉鎖又は開館日・時間の縮小
- ・ 春秋への業務シフト

③大規模サーバ等消費電力の大きな機器の扱いの検討

大規模サーバ等消費電力の大きな機器に係る以下の項目について検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・ 各サーバの稼働の必要性の再確認、優先度の低いサーバの停止、サービスレベルの見直し
- ・ サーバ室の照明、空調、レイアウトの見直し
- ・ 東京・東北電力管外へのサーバ等の移転、管外のバックアップセンターの活用
- ・ 省電力効果が高いサーバ等への更新

④節電に資する設備の設置等に係る検討

中長期の節電にも資する設備の設置等に係る以下の項目について検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・ 既存の自家発電設備の活用
- ・ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入
- ・ 常用防災兼用発電、コジェネレーション等の自家発電設備の導入
- ・ ガス冷房、氷蓄熱システム等の電力負荷平準化に資する設備の導入
- ・ 建築物の屋上・壁面・ベランダ・外構等における緑化の実施
- ・ 二重窓、遮光シート等断熱・日射遮蔽性の高い建具、ガラス等の導入
- ・ 人感センサー、LED照明等の導入
- ・ BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）の導入

- 簡易ESCO診断、ESCO事業の実施
- 詳細な節電効果を把握するための電力使用量の測定範囲の細分化

(3) 進捗管理の実施

使用電力の削減を確実にするため、以下の進捗管理を実施する。

- 7～9月を実施期間とし、実施期間後、節電実績を取りまとめ、公表する。(政府全体として、区分A、区分B及び区分Cごとに検証する。)
- 国民から節電のアイデアを広く募集し、政府において実施可能なものについては随時採用、実施する。
- 各々の需要設備において進捗管理を実施するため、各々の需要設備に節電担当責任者を置くとともに、職員の節電意識の向上を徹底して図る。

(4) 独立行政法人、公益法人、地方公共団体への取組の波及

- 独立行政法人及び公益法人に対し、その所管府省が本基本方針及び各府省の節電実行計画を参考にしつつ当該法人の節電計画を策定するよう要請する。
- 地方公共団体に対し、本基本方針及び各府省の節電実行計画を紹介しつつ、同様の取組を奨励する。
- 独立行政法人、公益法人、地方公共団体に対し、その特性に応じた有効な節電に関する情報提供を行う等必要な支援に努める。

3. 各府省の節電実行計画の策定及び実施のプロセス

5月13日 電力需給緊急対策本部開催、本基本方針の決定

5～6月 本基本方針を踏まえ、府省毎に節電実行計画を策定・公表
独立行政法人等への要請、地方公共団体への紹介・奨励

7～9月 実施期間
国民からの提案等を基に取組を適宜追加

実施期間後 実施期間の節電効果の検証を含む取組実績を検証、公表

セーフティネットとしての計画停電のあり方

計画停電は「不実施が原則」の状態だが、今後、万が一実施する場合に備え、以下の運用改善を図る。

1. 計画停電の運用改善策

(1) 停電回数・時間の減少

○1日複数回の停電を避ける。(1グループ、1日2回以上の停電は行わないようにする。)

○1回の停電時間を現行の3時間から2時間程度に短縮する。

(注)一定期間同じ時間帯に停電する「時間固定停電制」を希望する意見もあったが、連日同じ時間帯に停電することの不便さを指摘する意見も多かったため、現行の「日替り停電制」(停電時間帯が毎日順番に変わる)は継続する。

(2) 医療機関等に係る特例

○夏の高温下における停電の影響を緩和するため、医療機関等について、緊急かつ直接的に人命に関わることを考慮し、変電所の運用改善等によって停電による影響をできる限り緩和していく。

○その他、非常用自家発電機のバックアップとしての発電機車の派遣、在宅の人工呼吸器使用患者への小型自家発電機の貸出し、熱中症対策の周知徹底等に取り組む。

2. 計画停電を実施する際の手順

電力需給が逼迫し、計画停電等のおそれが高まった場合、東京電力・東北電力が日々の電力需給状況及び予想電力需要を発表することに加え、

①政府が、事前(遅くとも前日)に「需給逼迫警報(仮称)」として、これを避けるための緊急の節電要請を行うとともに、やむを得ない事態における計画停電の可能性を周知する。

②上記に関わらず需給状況が改善されない場合、政府が、当日改めて「需給逼迫警報(仮称)」を発出するとともに、実施の2時間程度前までに東京電力・東北電力から計画停電の実施をアナウンスする。

(注1)万が一計画停電を実施する場合に備え、非常用自家発電機のバックアップとしての発電機車の派遣、人工呼吸器等の利用者等への小型発電機の貸出し、熱中症対

策の周知徹底等の対応を日常から進めておく。

(注2)計画停電に伴う電気料金割引制度(例. 500kW未満の需要家の場合、1日に1時間以上の停電に対し、1日ごとに基本料金の4%を割引)を継続する。

3. その他

(1)被災地の扱い

被災地については、引き続き、原則として計画停電の対象とはしない。

(2)東京23区の扱い

東京23区については、鉄道、信号機、医療機関、高層住宅・ビル等が高密度に存在し、昼間人口も多く^(注1)、また国の基幹的な機能が集積していることから停電対象としない。ただし、その代替手段として、23区内の需要家に対して需給調整契約の締結等を促し、需給逼迫時に計画停電を回避できるように一層の需要削減を求める。^(注2)

(注1)東京23区は多摩地域に比べて、信号機の密度は約4倍、救命救急センター等の密度は約7倍、6階建て以上の建物の密度は約10倍、昼間人口は約3倍。

(注2)東京23区は多摩地域に比べて、需給調整契約を締結している者の数が約3倍(面積の違いを考慮すると約8倍)。

(3)大規模需要家の扱い

専用線、専用線類似の特高需要家は、技術的に可能な範囲で、大幅なピークカット等を条件に、一定程度の連続操業が可能な形での計画停電等を実施する。

(4)その他

平成23年3月の停電時には、鉄道用の変電所等に通電した結果、隣接地域にも通電されたケースがあったが、これらの地域については、技術的に対応可能な範囲で原則として停電対象となる。

(注)東京電力と東北電力とでは、技術的な理由等によって、一部運用が異なる場合がある。

(以上)

今夏以降の需給対策

1. 供給面での対策

①火力発電所の復旧・立ち上げ及び増設

- 被災した火力発電所（共同火力発電所を含む）について、被災状況を確認し、早期の復旧可能性を追求する。
- 3年程度以内に供用を開始する災害復旧事業として東京電力・東北電力の復旧計画に位置づけられるものについては、環境影響評価法の適用除外となることを確認した。環境影響を最小化するための実行可能な最大限の配慮を行いつつ、火力発電設備の増設の前倒しを図る。

②緊急設置電源の導入

- 系統余力の上限を念頭に置きつつ、可能な限り多くのガスタービン等の緊急設置電源の導入を図る。

③自家発電設備（自家発）の活用

- 新規の調達先を含めた自家発電電源の余剰電力について、東京電力及び東北電力による適切な買取を図る一方、支援予算措置を有効に活用しつつ、自家発設置者に対し、増出力及び売電を要請する。
- また、自家発電設備の活用に係る関連規制に関する環境を整備することにより、自家発の導入促進を図る。

④地域間連系設備の増強

- 既設周波数変換所（FC）の増容量の早期実現と更なる増強の具現化に向けて、関係者への働きかけを強化する。
- 東西間のみならず、全国大での連系設備等の増強による電力融通強化のため、ポテンシャル調査、課題抽出、工程表等を含むマスタープランを策定する。

⑤分散型電源の導入

- 需要地で熱と電気を効率的に供給するガスコジェネレーション・燃料電池や、太陽光等の再生可能エネルギーと蓄電池等を組み合わせた分散型エネルギーシステムの導入を図り、大規模集中型電源によるリスクを分散するとともに、電力需要の抑制を目指す。

⑥蓄電池の設置

- 電力需要の少ない夜間に蓄電し、昼間に放電することができる蓄電池（リチウムイオン電池、NAS電池）について、系統サイドにおいてその導入を奨励するとともに、需要サイドにおけるピークシフト及び停電時バックアップ対策としての活用も図る。

⑦太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入

- 太陽光、風力、地熱等の再生可能エネルギーについて、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入等、その導入拡大を図る。
- 再生可能エネルギーの導入促進に向けて、発電設備の立地規制など、諸規制の在り方について検討を行うとともに、その結果に基づき必要な措置を講じる。
- これまで供給力として計上してこなかった再生可能エネルギーについて、安定的な発電可能性を検証し、供給力として計上することを検討する。

2. 需要面での対策

①需要側におけるエネルギー利用の最適化

- スマートメーターの早期導入を促進するとともに、柔軟な料金メニューの設定を行い、電力需要の見える化と価格メカニズムを通じた需要抑制を図る。
- HEMS・BEMS（家庭用・事業用エネルギー管理システム）の早期導入を促進することにより、家庭・小規模ビル等の見える化やエネルギー利用の最適化をシステムにより賢く行うことができるスマートハウス・スマートビルの構築を進める。

②省エネルギーの一層の推進

- 電気製品の省エネ基準の強化、建築物の省エネ基準の強化等、省エネルギー対策の一層の推進、強化を図る。併せて、省エネ効果の高い機器（省エネ型エアコン、高効率照明など）の導入を促す。
- また、今夏に策定される予定のエネルギー管理システム規格について、その認証取得を政府調達の際に考慮すること等を通じて、活用を促す。

③ガスの活用

- 家庭用・業務用・産業用の各部門において、ガスの活用により、電力需要を抑制することが可能である。特に、夏場や冬場に電力需給逼迫が予想される場合には、業務用（オフィスビル、商業施設、病院等）や産業用の空調設備について、ガス式（ガスヒートポンプ、ガス吸収式空調）の活用によるピークカットを図る。

④熱エネルギーの有効活用の推進

- 都市廃熱、太陽熱、河川熱、下水熱等の再生可能エネルギー熱・未利用エネルギー熱の利用拡大による電力需要抑制・ピークカットを推進するため、熱エネルギーの導入支援を拡充するとともに、導入拡大のための推進方策・制度的課題について検討を行う。